



公 示 送 達 書

大淀町告示第 24 号

地方税法第20条の2及び大淀町税条例第18条の規定に基づき、下記の者の住所・居所が不明のため、大淀町役場税務課で送達すべき書類を保管しておりますので、受領権限を有する者には、いつでも交付します。

令和8年8月25日

大淀町長 辻本 眞 宏



送達する書類の名	下記のとおり
送達を受ける者の住所氏名	下記のとおり
書類の保管場所	大淀町役場 税務課
注 意 事 項	※本公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

	送達する書類の名称	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	地方税法等の規定に基づく通知書	大阪府交野市寺南野8番2号	株式会社畑工務店